

平成8年12月20日

N T T 本社
電話帳事業推進部殿

協同組合日本接骨師会
会長 登山 勲

柔道整復師の広告にあたり
用語の差別扱いに対する注意の要望

趣旨

電話帳に柔道整復師が広告を行う場合、治療日や治療時間を表示することがあるが、このとき、N T T 各社が柔道整復師は「診療日」や「診療時間」の「診」の使用は、厚生省から不可とされているので表示できないとしています。だが、厚生省は「診」の使用について、整復師業務範囲であれば別に違法ではない旨が示されています。(平成6年2月3日)。そこで改めて、整復師業務に基づく広告として「診療日」「診療時間」が表示できる旨を当局に確認いただき、今後の整復師 広告の適正表示にあたられるようお願い申し上げます。

理由

「診」の用語が医療用語であることから医師の独占とし、非医師の整復師の使用は不可とされる考え方について、整復師業務は医師の全分野医業に対して部分医業であるが、しかし、まさに医業そのものとされています。法律も医師法に対して整復師法は特別法的解釈とされています。したがって、整復師業務が医師医業と同じでも医師法違反とはなりません。このことに用語も含まれます。たとえば、整復師業務のひとつに医学医療の表示として診察・診断・診療、視診・触診・問診、初診・再診などの医療用語を使用しても別に違法にはなりません。なお、およそ用語自体が特定資格者のものではなく国民のためのもので整復師医療も例外ではありません。整復師業務を離れたような場合は格別、整復師業務を国民に理解しやすく使用することは当然の取り組みです。是非とも当局に確認いただき 今後の適正表示に理解を賜りたくお願い申し上げます。